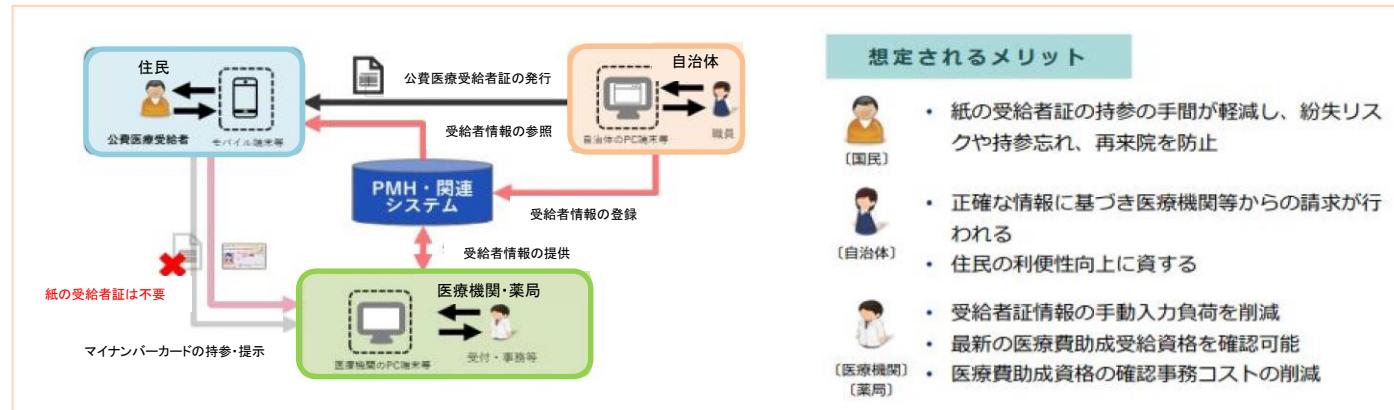


# PMHについて

指定難病医療給付を含めた公費負担医療制度や自治体単独で設けた医療費等助成制度について、マイナンバーカードを受給者証として利用し、医療機関・薬局等で受診できるよう、必要な取り組みを推進

## ●医療機関と自治体をつなぐ情報連携基盤(Public Medical Hub)が令和7年4月から先行事業として運用開始



### 【注意】

現況、PMHで確認できる医療費助成は自治体によって異なります。

現時点で事業主体が本県の医療費助成でPMHに情報登録している医療助成制度は  
「指定難病(国指定疾患)」及び「小児慢性特定疾患」の二つ

現状、PMHで確認できる医療助成情報は、(市町村を含め)自治体ごとに異なります

令和8年度より本格運用開始予定

→ PMHに登録される医療制度や自治体が拡大へ

◎医療機関がPMH上の医療情報を確認するためには、各医療機関において、端末のシステム改修が必要

→ PMHに情報登録している医療費助成情報が確認可。

### ●PMH先行実施事業の実施状況

### ●医療機関・薬局向け及び医療機関・薬局システムベンダー向けの情報

デジタル庁のホームページを御参照ください <https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub#progress>